

議案第 33 号

大田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

## 大田市条例第 号

大田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年大田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」の前に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に

該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の大田市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号及び第10条第6号の規定の適用については、なお従前の例による。

# 大田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に向け、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の育児休業の取得要件緩和等を図るため大田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもの。

## 2 改正の内容

### (1) 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和

子の出生後8週間と6月を経過する日以後も任期のある（引き続き任期の更新又は採用される可能性がある場合等を含む。）非常勤職員が、子の出生後8週間以内の育児休業を取得できるよう要件を緩和する。

（第2条）

### (2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日又は2歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備する。

（第2条、第2条の3、第2条の4）

### (3) 育児休業の取得回数制限の緩和に関連したその他規定の整備

再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定などを整備する。

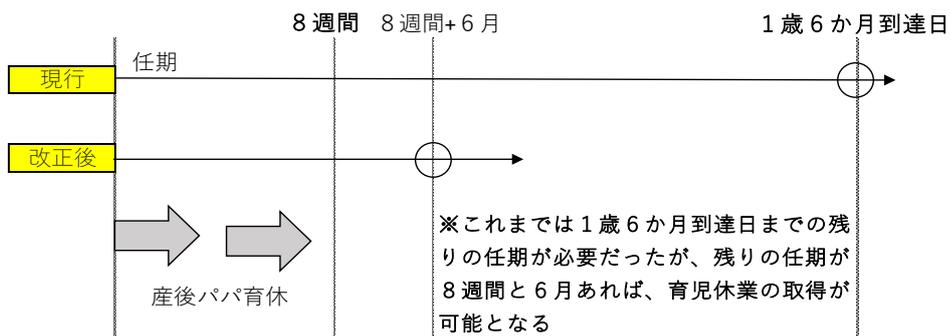
（第3条、第3条の2）

### 3 施行期日等

- (1) 令和4年10月1日から施行する。
- (2) 施行日の前日までに育児休業等計画書を提出した職員は、従前の例により育児休業をすることができる。

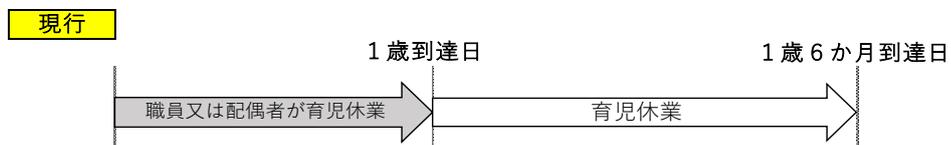
#### 【参考】

- (1) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和



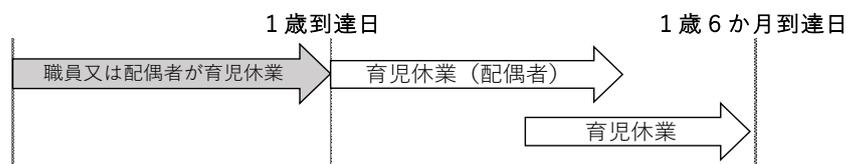
- (2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ア 子が1歳から1歳6か月までの期間における育児休業の場合



**改正後** (ア) 配偶者が育児休業を取得している場合

期間の初日以外での取得が可能



(イ) 人事委員会が定める特別の事情がある場合

- ① 子が1歳に到達した日に職員又は配偶者が育児休業をしていない場合の取得が可能
- ② 各期間における複数回の取得が可能
- ③ 各期間の初日以外からの取得が可能



イ 子が1歳6か月から2歳までの期間における育児休業の場合も同様の取扱いとする。

議案第 34 号

大田市税条例等の一部を改正する条例制定について

大田市税条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

## 大田市条例第 号

### 大田市税条例等の一部を改正する条例

#### (大田市税条例の一部改正)

第1条 大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等

申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第73条の2中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の

所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第25条を削る。

（大田市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 大田市税条例等の一部を改正する条例（令和3年大田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大田市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (2) 第1条中大田市税条例第18条の4第1項、第73条の2及び第73条の3の改正規定並びに次条並びに附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大田市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の大田市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）につ

いて提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第73条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 2 新条例第73条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

## 大田市税条例等の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 個人市民税関係

##### ア 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の変更

(第33条、第34条の9、附則第16条の3、附則第20条の2、  
附則第20条の3)

現行制度においては、上場株式等の配当・譲渡所得等について、所得税と個人住民税とで異なる課税方式の選択が可能となっているが、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる法改正がなされたことに伴い、所要の改正を行う。

##### 《課税方式の種類》

- ・ 申告不要～源泉徴収で課税関係が終了
- ・ 申告分離課税～他の所得と合算せず、分離して課税
- ・ 総合課税～他の所得と合算して課税

##### イ 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書への記載事項の追加

(第36条の3の2、第36条の3の3)

給与所得者及び公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載することとする。

##### ウ 公的年金等受給者の住民税申告義務についての規定の整備

(第36条の2)

配偶者特別控除の適用を受けようとする公的年金等受給者の住民税申告書の提出義務の範囲について、上記イを踏まえ、所要の改正を行う。

また、地方税法施行規則の一部改正による引用条項の移動に伴い、条文の項番号を改める。

エ 住宅借入金等特別税額控除の見直し・延長

(附則第7条の3の2、附則第25条)

所得税において住宅ローン控除の特例が見直しの上延長されたことに伴い、当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内において、翌年度分の個人住民税から控除する措置を講ずる。

なお、当該措置による減収額は、地方特例交付金により全額補填される。

《所得税の住宅ローン控除見直し》

- ・適用期限：令和7年末の入居者まで適用（4年間延長）
- ・控除期間：省エネ性能等による上乗せ期間が設けられ最長13年間  
(※令和7年入居で最長令和20年度まで)
- ・住民税の控除限度額：所得税の課税総所得金額等の5%  
(※最大9.75万円)

オ 優良住宅地等の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人住民税の課税の特例に係る規定の改正

(附則第17条の2)

租税特別措置法の一部改正による引用条項の削除に伴い、条文を改める。

(2) 固定資産税関係

ア 固定資産税に係る登記所から市町村への通知事項の拡大等に伴う措置

(第18条の4、第73条の2、第73条の3)

民法等の一部を改正する法律によって不動産登記法が改正されることに伴い、登記所から市町村への登記情報に係る通知事項に、DV被害者等の住所に代わる事項が追加されるため、市町村においても証明書の発行等に関する所要の改正を行う。

3 施行期日

令和5年1月1日から施行する。ただし、2(1)ア、ウについては令和6年1月1日から、2(2)については民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 35 号

大田市森林総合利用施設三瓶こもれびの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市森林総合利用施設三瓶こもれびの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市森林総合利用施設三瓶こもれびの広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市森林総合利用施設三瓶こもれびの広場の設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第169号）の一部を次のように改正する。

別表管理棟の項を削り、同表駐車場の項中「2か所」を「1か所」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

大田市森林総合利用施設三瓶こもれびの広場の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

三瓶こもれびの広場の施設のうち管理棟及び駐車場について、財産処分を行うため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

三瓶こもれびの広場を構成する施設から管理棟を削り、駐車場の数を2か所から1か所へ変更する。

(別表)

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 36 号

大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

## 大田市条例第 号

大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例（平成17  
年大田市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第3条から第10条までを削り、第11条を第15条とする。

第2条の次に次の12条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 龍源寺間歩の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）  
第244条の2第3項に規定する指定管理者にこれを行わせるこ  
とができる。

（指定管理者の行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 龍源寺間歩の維持管理に関する業務
- (2) 龍源寺間歩の入場の許可に関する業務
- (3) 入場料の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（開場時間）

第5条 龍源寺間歩の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。  
ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を  
得て、開場時間を変更することができる。

（休場日）

第6条 龍源寺間歩の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第  
178号）に規定する休日にあたる時は、その翌日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めると  
きは、市長の承認を得て、休場日に開場し、又は臨時に休場日を定  
めることができる。この場合においては、指定管理者は、その旨を  
あらかじめ龍源寺間歩の入口に掲示するものとする。

（行為の許可）

第7条 龍源寺間歩において次の行為をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売及びこれに類する行為
- (2) その他指定管理者が許可を必要と認める行為

2 指定管理者は、前項の許可に関し龍源寺間歩の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(入場の制限)

第8条 学齢に達しないものは、保護者の同伴又は引率がなければ龍源寺間歩に入場できない。

(禁止行為)

第9条 龍源寺間歩に入場する者（以下「入場者」という。）は、龍源寺間歩において次の行為をしてはならない。

- (1) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙すること。
- (3) 鉱石等を採取し他へ持ち去ること。
- (4) 他の入場者に迷惑を与える行為
- (5) その他龍源寺間歩の管理運営上障害となる行為

(入場料)

第10条 入場者は、指定管理者に入場料を納付しなければならない。

2 入場料は別表に定める金額を上限として、指定管理者が、市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、指定管理者に、入場料を当該指定管理者の収入として收受させる。

(入場料の減免)

第11条 指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、市長の承認を得て、入場料を減額し、又は免除することができる。

(入場料の不還付)

第12条 既に納められた入場料は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別な事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを返還することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 龍源寺間歩の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(免責)

第14条 市長及び指定管理者は、入場者の過失又は不可抗力の災害によって発生した事故については、その責めを負わない。

別表中「第8条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 大田市石見銀山龍源寺間歩の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

大田市石見銀山龍源寺間歩の管理に「指定管理者制度」を導入することに伴い、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

(1) 指定管理者による管理を行う旨及び指定管理者の行う業務についての規定の追加。

・指定管理者の行う業務の範囲

- ① 龍源寺間歩の維持管理に関する業務
- ② 龍源寺間歩の入場の許可に関する業務
- ③ 入場料の徴収に関する業務
- ④ その他市長が必要と認める業務

(第3条、第4条)

(2) 開場時間（午前9時～午後5時）について、指定管理者が市長の承認を得て変更できることに改める。

(第5条)

(3) 休場日について、指定管理者が市長の承認を得て変更できることに改める。

(第6条)

(4) 行為の許可について、物品の販売及びこれに類する行為、その他指定管理者が許可を必要と認める行為については、指定管理者の許可を受けなければならないことに改める。

(第7条)

- (5) 入場料について、条例で規定する額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て変更することができることとし、指定管理者の収入として収受させることを規定。

(第10条)

- (6) 入場料の減免について、指定管理者が市長の承認を得て行うことを規定。

(第11条)

- (7) 入場料の不還付について、既納入場料は還付しないこととし、特別な事由があると認めるときは、指定管理者が市長の承認を得て還付することができることを規定。

(第12条)

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第 37 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例制定について

大田市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

建築関係

種類		単位	金額
建築物に関する確認申請（法第6条第1項）（次項に規定する場合を除く。）	床面積の合計	30㎡以内	1件につき 5,030円
		30㎡を超え100㎡以内	1件につき 9,050円
		100㎡を超え200㎡以内	1件につき 14,000円
		200㎡を超え500㎡以内	1件につき 19,000円
		500㎡を超え1,000㎡以内	1件につき 34,100円
		1,000㎡を超えるもの	1件につき 48,200円
構造計算適合性判定を要する建築物に関する確認申請（法第6条第1項）	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの	床面積の合計 500㎡以内のもの	1件につき 161,000円 に建築物に関する確認申請の項の区分に応じそれぞれ当該手数料の額を加算した額
	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受け	床面積の合計 500㎡以内のもの	1件につき 213,000円 に建築物に関する確認申請の項の区分に応じそれぞれ

	たプログラ ム以外のも のによるも の				当該手数料の額を 加算した額
構造計算適合 性判定を要す る建築物に関 する計画通知 （法第18条 第2項）	構造計算の 方法が国土 交通大臣の 認定を受け たプログラ ムによるも の	床面積 の合計	500㎡以内のもの	1件につき	161,000円
	構造計算の 方法が国土 交通大臣の 認定を受け たプログラ ム以外のも のによるも の	床面積 の合計	500㎡以内のもの	1件につき	213,000円
建築物に関す る完了検査申 請（法第7条 第1項）	床面積の合計		30㎡以内	1件につき	10,000円
			30㎡を超え100 ㎡以内	1件につき	12,000円
			100㎡を超え20 0㎡以内	1件につき	16,000円
			200㎡を超え50 0㎡以内	1件につき	22,000円
			500㎡を超え1, 000㎡以内	1件につき	36,100円
			1,000㎡を超え るもの	1件につき	50,300円

工作物に関する確認申請（法第88条第1項において準用する同法第6条第1項）	①工作物を築造する場合（②に掲げる場合を除く。）	1の工作物につき	8,050円
	②確認を受けた工作物の計画を変更する場合	1の工作物につき	4,020円
工作物に関する完了検査申請（法第88条第1項において準用する同法第7条第1項）		1の工作物につき	9,050円
建築物の敷地と道との関係の建築認定申請（法第43条第2項第1号）		1件につき	27,300円
仮設興行場等の建築許可申請（法第85条第6項）		1件につき	120,000円
総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請（法第86条第1項）	建築物の数が2である場合 建築物の数が3以上である場合	1件につき	78,300円
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請（法第86条第2項）	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	1件につき	78,300円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	1件につき	78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請（法第86条の2第1項）	建築物（同一敷地内建築物を除く。）の数が1である場合	1件につき	78,300円
	建築物（同一敷地内建築物を除く。）の数が2以上である場合	1件につき	78,300円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

			0円を乗じて得た額を加算した額
複数建築物の認定の取消し申請（法第86条の5第1項）		1件につき	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
長期優良住宅建築等計画の認定申請（長期優良住宅法第5条第1項から第5項）	建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。）の場合	1件につき	45,000円（確認書等の提出がある場合にあっては、12,000円）
又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請（同条第6項及び第7項）	建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）の場合	床面積の合計が500㎡以内のもの 1件につき	104,000円（確認書等の提出がある場合にあっては、22,000円）を1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

	建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする一戸建ての住宅の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合	1件につき	67,000円 (確認書等の提出がある場合にあっては、18,000円)
	建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする共同住宅等の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等の場合	床面積の合計が500㎡以内のもの 1件につき	157,000円 (確認書等の提出がある場合にあっては、33,000円)を認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請又は長期優良住宅維持保全計画の変更	建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅が新築しようとする建築等計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	1件につき	23,000円 (変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、6,000円)

<p>の認定申請 （長期優良住宅法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。）（長期優良住宅法第8条第1項）</p>	<p>建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする建築等計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	<p>建築等計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が500㎡以内のもの</p>	<p>1件につき</p>	<p>104,000円 （変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあつては、22,000円）を 変更認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定の申請の数をいう。以下同じ。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>
	<p>建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする増築し、又は改築しようとする建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p>		<p>1件につき</p>	<p>34,000円 （変更後の建築等計画又は維持保全計画に係る確認書等の提出がある場合にあつては、9,000円）</p>

<p>建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	<p>建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更を受けようとする増築し、又は改築しようとする建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等の場合</p>	<p>1件につき</p>	<p>157,000円 (変更後の建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に係る確認書等の提出がある場合にあっては、33,000円)を変更認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p>
<p>長期優良住宅法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に係る適合審査申請</p>	<p>1件につき</p>	<p>建築等計画の認定を受けようとする住宅又は建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計に応じて島根県建築基準法施行条例(昭和48年島根県条例第20号)第11条及び第13条の規定の例により算出した額(工作物を築造す</p>	

		る場合にあつては当該工作物の数に 応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条の規定の例により算出した額)
長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請（長期優良住宅法第9条第1項及び第3項の規定によるものに限る。）	1件につき	3,000円
長期優良住宅建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認申請（長期優良住宅法第10条）	1件につき	3,000円

備考

- 1 この表において「法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 2 この表の建築物に関する確認申請の項の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
  - ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
  - イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
  - ウ 建築物を移転する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1

- エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 3 この表の構造計算適合性判定を要する建築物に関する確認申請の項及び構造計算適合性判定を要する建築物に関する計画通知の項の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分の床面積について算定する。
- 4 この表の建築物に関する完了検査申請の項の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 5 この表において「長期優良住宅法」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）をいう。
- 6 この表において「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書又は同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

## 大田市手数料条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 建築基準法関係

引用条項の移動に伴い、条文の項番号を改める。

(別表第4)

#### (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

長期優良住宅維持保全計画の認定及び変更の認定並びに認定に基づく地位の承継の承認に係る手数料を新設する。

申請の種類	住宅の区分	金額	
		確認書等なし	確認書等あり
維持保全計画 の認定	一戸建ての住宅	67,000円	18,000円
	共同住宅等	157,000円	33,000円
維持保全計画 の変更の認定	一戸建ての住宅	34,000円	9,000円
	共同住宅等	157,000円	33,000円
維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認		3,000円	

(別表第4)

### 3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

## <参考資料>

### 長期優良住宅について

#### 1. 長期優良住宅認定制度

長期優良住宅認定制度は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築・維持保全に関する計画を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定するもの。

#### 2. 経過

- ・平成21年6月より新築を対象とした認定を開始。
- ・平成28年4月より既存住宅の増築・改築を対象とした認定を開始。
- ※大田市では令和4年3月末までに82件を認定済み。
- ・令和4年10月より建築行為を伴わない既存住宅の認定を開始予定。

#### 3. 認定基準の項目

- |             |                 |              |
|-------------|-----------------|--------------|
| ①劣化対策       | ②耐震性            | ③維持管理・更新の容易性 |
| ④可変性（共同住宅等） | ⑤バリアフリー性（共同住宅等） | ⑥省エネルギー性     |
| ⑦居住環境       | ⑧住戸面積           | ⑨維持保全計画      |

#### 4. 長期優良住宅の主な優遇措置

##### ①補助制度

- ・地域型住宅グリーン化事業（対象経費の1/10、上限100万円/戸）
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業（対象経費の1/3、上限200～250万円/戸）
- ・こどもみらい住宅支援事業（80万円/戸） など

##### ②融資

- ・住宅ローン金利引き下げ（フラット35借入金利を当初10年間年利0.3%引き下げ）
- ・償還期間延長（償還期間上限50年間（フラット50）） など

##### ③税制特例

- ・所得税減税・・・住宅ローン減税（控除対象限度額引き上げ）  
投資型減税（性能強化標準費用相当額控除）
- ・登録免許税、不動産取得税、固定資産税の減税措置 など

##### ④その他

- ・地震保険料の割り引き など

議案第 38 号

大田市一般市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について

大田市一般市営住宅管理条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市一般市営住宅管理条例の一部を改正する条例

大田市一般市営住宅管理条例（平成17年大田市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 一般住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第4条関係）

団地名	位置	戸数	間取	家賃(月額)
沖泊	大田市温泉津町温泉津イ293番地	2戸	単身者用 1DK	13,000円
		1戸	世帯向用 4DK	20,000円
宅野	大田市仁摩町宅野267番地6	2戸	世帯向用 2LDK	30,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 大田市一般市営住宅管理条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

旧教職員住宅を一般市営住宅として活用するため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

(1) 住宅の名称及び位置を別表に併記する。

(第2条)

(2) 新しく一般市営住宅となる住宅名を表に追加する。

団地名	位置	戸数	間取	家賃(月額)
宅野	大田市仁摩町宅野 267番地6	2戸	世帯向用 2LDK	30,000円

(別表)

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 39 号

大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 9 月 2 日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（平成17年大田市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「する者」を「し、又は勤務する者」に改める。

第5条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第3条第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とし、それぞれ別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 報酬の支給方法については市長が別に定める。

第13条の見出しを「（費用弁償）」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

年額報酬

階級	金額
団長	年額 82,500円
副団長	年額 69,000円
分団長	年額 50,500円
副分団長	年額 45,500円
部長	年額 40,000円
班長	年額 37,000円
団員	年額 36,500円

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

## 出動報酬

種別	金額
災害の場合	1日につき4時間未満 4,000円
	1日につき4時間以上 8,000円
警戒の場合	1日につき 3,000円
訓練の場合	1日につき 3,000円
会議の場合	1日につき 2,800円

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

# 大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正に関する説明資料

## 1 改正の理由

消防団員の確保及び処遇改善を図るため、非常勤消防団員の報酬等の基準（令和3年4月13日消防地第171号消防庁長官通知）に基づき、所要の改正を行うもの。

## 2 改正の内容

### (1) 任用要件の拡大

消防団員確保のため、市内に居住する者に加えて、市内で勤務する者を任用できるものとする。

（第3条）

### (2) 分限要件の改正

消防団員が市内に居住しなくなった場合でも、市内で勤務していれば身分を失わないこととする。

（第5条）

### (3) 災害の定義の改正

消防組織法の規定に準じ、災害の定義を「水火災その他の災害」から「水火災又は地震等の災害」に改める。

（第8条）

### (4) 処遇の改善

## 年額報酬

単位：円

階級	改正前	改正後
団長	67,000	82,500
副団長	55,000	69,000
分団長	42,000	50,500
副分団長	31,000	45,500
部長	27,000	40,000
班長	22,000	37,000
団員	19,000	36,500

## 出動報酬

単位：円

種別	改正前	改正後
災害	1回 3,500	1日 4時間未満 4,000
		1日 4時間以上 8,000
警戒	1回 3,000	1日 3,000
訓練	1回 3,000	1日 3,000
会議	1日 3,000	1日 2,800
整備	年額 4,000	廃止
自動車運転（普）	年額 8,000	廃止
自動車運転（軽）	年額 5,000	廃止
出初式	1回 3,000	廃止

(第12条、別表第1、別表第2)

## 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

議案第40号

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月2日提出

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 号

大田市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例

大田市立学校設置に関する条例（平成17年大田市条例第83号）  
の一部を次のように改正する。

別表大田市立池田小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 大田市立学校設置に関する条例の一部改正に関する説明資料

### 1 改正の理由

児童数の減少に伴い、川合小学校と池田小学校を統合するため、  
所要の改正を行うもの。

### 2 改正の内容

大田市立小学校の表から、大田市立池田小学校の項を削る。

(別表)

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。